

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 カネソウ株式会社

【英訳名】 KANESO Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 健治

【本店の所在の場所】 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

【電話番号】 059(377)4747(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 南川 智之

【最寄りの連絡場所】 三重県三重郡朝日町大字縄生81番地

【電話番号】 059(377)4747(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 南川 智之

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金7.50円 総額 106,788,293円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことにもとない、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。また、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結するために、定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、小林昭三、小林正和、近藤健治、南川智之、林正嗣、福田昭人、太田一二三、石川文和、伊藤博幸、清水竜夫、豊田悟志の11氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、野呂 宏、大竹雅司、木原昌弥の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の補欠として、伊藤恒生氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、月額25,000千円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員の報酬額を、月額2,500千円以内と定めるものであります。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役太田一二三、野呂 宏、大竹雅司、木原昌弥の4氏に対し、当社における一定の基準に従って退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法については、監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	12,738	3	0	(注)1	可決 96.65
第2号議案 定款一部変更の件	12,736	5	0	(注)2	可決 96.64
第3号議案 取締役(監査等委員 である者を除く。)11名選任の件	12,731	10	0	(注)3	可決 96.60
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件	12,734	7	0	(注)3	可決 96.62
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件	12,731	10	0	(注)3	可決 96.60
第6号議案 取締役(監査等委員 である者を除く。)の 報酬額設定の件	12,732	9	0	(注)1	可決 96.61
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	12,727	14	0	(注)1	可決 96.57
第8号議案 退任監査役に対し退 職慰労金贈呈の件	12,720	21	0	(注)1	可決 96.52

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。